

木造住宅の耐震化促進のために

耐震診断・耐震改修等を支援します！

■補助対象

十日町市税を完納し、対象住宅に現に居住している人、または、対象住宅を所有する人で、次の要件をすべて満たす住宅

- ・ 市内に所在する個人所有の住宅（併用住宅を含む）
- ・ 一戸建ての住宅
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・ 壁、柱、床、屋根その他主要な部分が木造の住宅
- ・ 現在居住している住宅、または、現在は居住していないが耐震事業完了後に自らが居住予定の住宅（③耐震シェルター事業は除く）

■建物の対象範囲

補助対象となる範囲は木造部分のみ（高床基礎などの木造以外の部分は対象外）

① 耐震診断 支援事業

■補助金額

補助対象範囲の住宅の延床面積に応じて定めた耐震診断料から、1万円を差し引いた金額

耐震診断の対象となる延床面積	耐震診断料	自己負担額	補助金額
70㎡以下	7万円	1万円	6万円
70㎡超 175㎡以下	8万円		7万円
175㎡超	10万円		9万円

② 耐震改修 支援事業

■補助金額

上限 120万円

（耐震改修に要する費用の1/2）

■補助条件

耐震診断の結果が上部構造評点 1.0 未満であり、
耐震改修計画により上部構造評点 1.0 以上となるよう耐震改修する

「① 耐震診断 支援事業」 または、「簡易耐震診断※」

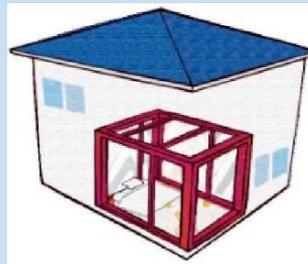
※簡易耐震診断とは、国土交通省住宅局監修の「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診票に基づき建築物の耐震性を診断することです。どなたでも簡単に診断をすることができます。

③ 耐震シェルター等設置 支援事業

■ 補助金額

上限 30 万円

(耐震シェルター等設置に要する費用の1/2)



耐震シェルター



耐震(防災)ベッド

■ 補助条件

- ・ 65 歳以上の者、または、身体障害者手帳の交付を受けている者を含む世帯が居住している
- ・ 耐震診断の結果が上部構造評点 1.0 未満、
または、簡易耐震診断の結果、評点の合計が 7 点以下
- ・ 住宅の 1 階の部屋に耐震シェルター等を設置 (付随する工事を含む)。

④ 耐震対策 除却 支援事業

■ 補助金額

上限 30 万円

(住宅の全て(基礎、土間含む)を取り壊すに要する費用の1/3)

「建替え」「住替え」を伴うもの

■ 補助条件

- ・ 耐震診断の結果が上部構造評点 1.0 未満、
または、簡易耐震診断の結果、評点の合計が 7 点以下
- ・ 現在居住している対象住宅の全てを除却し、「現地または、別の敷地に新たな住宅の建替え」
または、「耐震性のある住宅に住替え」を行う。

申込み受付×切

令和 8 (2026) 年 10 月 30 日 (金)

【お問い合わせ先】

十日町市 都市計画課 建築住宅係

☎ 025-757-9935(直通)